

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について

福祉用具貸与費については、車いす(同付属品)、特殊寝台(同付属品)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具部分を除く)、自動排泄処理装置について、原則、軽度者(要支援1・2、要介護1※ただし、自動排泄処理装置については要介護2および要介護3も含む)の方は算定することができません。しかしながら、以下の3つの例外に該当する場合は、算定が可能です。

【例外1】

次の表の定めるところにより、調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は算定が可能とされていますが、茨木市においては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが必要だと判断した場合に限ります。なお、茨木市への確認依頼書の提出は不要です。(下線部分は茨木市独自の基準です)

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(※) 基本調査1-7(歩行) 「3.できない」 -
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「3.できない」 基本調査1-3(寝返り) 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要とする者	基本調査3-1(意思の伝達) 「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7 のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2(移動) 「4.全介助」以外

<p>オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がり困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査1-8(立ち上がり) 「3.できない」 基本調査2-1(移乗) 「3.一部介助」又は「4.全介助」 (※)-</p>
<p>カ 自動排泄処理 装置</p>	<p>次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査2-6(排便) 「4.全介助」 基本調査2-1(移乗) 「4.全介助」</p>

※移動用リフト(つり具の部分を除く)のうち昇降座いすについては、(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者に該当するかどうかで判断します。

【例外2】

上記表の※部分、「ア 車いす及び車いす付属品」及び、「オ 移動用リフトの(三)」については、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが必要だと判断した場合は算定が可能です。なお、茨木市への確認依頼書の提出は不要です。(下線部分は茨木市独自の基準です)

【例外3】

次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、茨木市へ確認依頼書を提出し、例外給付に該当すると認められた上で算定が可能です。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に上記表の状態像に該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに上記表の状態像に該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から上記表の状態像に該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

《その他注意事項》

例外給付の保険給付期間は、原則、例外給付の申請日以降になります。ただし、認定審査が遅れている等、やむを得ない場合は、医師の医学的所見の確認後、サービス担当者会議を開催し、使用日より以前に暫定のプランを作成し、長寿介護課へ事前連絡をしてください。認定結果確定後、暫定プラン・暫定プラン作成時の医師の所見を基にしたサービス担当者会議の記録を必要書類に添付し、早急に市へ提出してください。